

保育所・幼稚園等の職員による虐待に対する 通報義務規定等の創設の検討について

1. 背景・経緯

保育所や認定こども園等において、職員による虐待等の不適切事案が相次いで発生したことを踏まえ、こども家庭庁を中心に、保育所や幼稚園等の職員による虐待について、虐待発見時の通報義務や、都道府県等による事実確認、幼児の安全確保等に関する規定を創設する方向で検討中。

2. 対象となる施設

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、一時預かり事業、乳児等通園支援事業、認可外保育施設、小規模保育事業、病児保育事業 等

3. 規定内容の方向性

- 虐待の定義（①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待）
- 虐待を受けたと思われる幼児を発見した者の通報義務
- 都道府県等による事実確認や幼児の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- 都道府県等が行った措置に対する有識者等による意見
- 都道府県等による虐待の状況等の公表
- 国による調査研究 等